

日立三菱水力株式会社
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 2026年1月1日～2029年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

【目標1】計画期間における男性労働者の平均育児休業取得率を30%以上とする。

<取組>

- | | |
|---------|---|
| 2025年度～ | ・育児関連の休暇等、社内の関連制度一覧の社内周知
・育児関連の休暇申出に対する意向に基づいた配慮対応 |
| 毎年4月 | ・休暇・制度取得状況の確認
・振り返りをふまえた対策を決定 |
| 毎年5月～ | ・育児関連の休暇取得奨励の取組推進 |

**【目標2】計画期間における労働者（管理監督者を含む）の法定時間外・法定休日労働時間について
月平均60時間以上の者をゼロにする。**

<取組>

- | | |
|-------|---|
| 毎年4月 | ・労働時間管理に関する方針の展開
・前年度長時間労働者をリストアップの上で対象者の負荷分散に対する対策を決定 |
| 毎年5月～ | ・業務の負荷分散の取組推進 |

以上